

北上市告示乙第32号

農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定により、次のとおり北上市地域農業経営基盤強化促進計画を策定した。

令和7年3月28日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の計画書
別紙のとおり

北上市地域農業経営基盤強化促進計画は、北上市役所本庁舎（北上市芳町1番1号）内の農林部農業振興課において縦覧に供する。